

倉敷市告示第472号

倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部について、予算の範囲内において助成金を交付することにより、猫のみだりな繁殖を防止し、ふん尿等による環境被害の軽減を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、もって動物の愛護及び管理に関する意識の高揚に資することを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不妊去勢手術 獣医師が実施する次に掲げる手術（手術を開始した後に当該手術が不要であることが判明した場合は、手術を終了するまでの処置を含む。）であって、識別処置を伴うものをいう。

ア 雌猫の卵巢又は卵巢及び子宮を摘出する手術

イ 雄猫の精巣を摘出する手術

(2) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に属する獣医師をいう。

(3) 識別処置 不妊去勢手術を実施したことが恒久的に識別できるよう、市長が別に定める方法により獣医師が不妊去勢手術をした猫の片耳に切り込みを入れる処置その他市長が適当と認める処置をいう。

(4) マイクロチップ 猫及び猫の飼い主の情報が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録された機器をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、個人又は団体が飼い主のいない猫（識別処置がなされていないものに限る。）に対して実施する不妊去勢手術であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 不妊去勢手術を実施する前に、当該猫に飼い主の住所、氏名又は連絡先が分かるものが装着（マイクロチップの挿入を含む。）されていないことを確認していること。
- (2) 不妊去勢手術を実施する前に、当該猫が主に生息する地域に居住する者（第6条に規定する申請者と同一の住所を有する者を除く。以下「地域住民」という。）のうち2人以上の者に対し、当該猫に飼い主がいないことを確認していること。
- (3) 不妊去勢手術を実施する前に、地域住民に当該猫の不妊去勢手術について適切な周知を行っていること。
- (4) 営利を目的とした事業でないこと。

(助成対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（次項において「助成対象経費」という。）は、不妊去勢手術に係る費用とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の額とし、不妊去勢手術1件につき10,000円を限度とする。

(助成の制限)

第5条 この要綱による助成金は、他の助成金等の交付を受けている場合は交付しない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする個人又は団体（次条において「申請者」という。）は、助成事業を実施する前に、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 手術実施計画書
- (2) 猫が主に生息する地域の地図
- (3) 不妊去勢手術を実施する猫の写真
- (4) 不妊去勢手術の実施を予定している診療施設が発行する不妊去勢手術の費用の見積書
- (5) 猫に飼い主がいないことを地域住民に確認した書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(変更等の届出等)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、所定の変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

2 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、所定の廃止届を市長に提出しなければならない。

(事業の実施等)

第9条 助成事業者は、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該決定通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、助成事業を実施しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 獣医師による手術実施報告書
- (2) 不妊去勢手術を実施した後の猫の写真
- (3) 不妊去勢手術を実施した診療施設が発行する領収書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、所定の確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに所定の請求書により市長に助成金の交付を請求し、市長は、これに基づき助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は前項の規定に基づき助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、所定の取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第15条 市長は、必要と認めるときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱の規定は、令和2年9月14日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱の規定は、適用日以後に提出された交付申請書に係る助成金の交付について適用し、同日前に提出された交付申請書に係る助成金の交付については、なお従前の例による。